

旅行地・滞在地での不在者投票

長期の出張や旅行、区外への転出などで、新宿区内で投票(期日前投票)ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

なお、投票用紙等の請求・送付に郵便を使いますので、お早めに手続きをしてください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等の請求をします。記載例(右図)を参考に、便せん等に記入して請求してください。

※区外へ転出した方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、それをご利用ください。

※請求書は、新宿区ホームページからも取り出せます。

※電子メールやファックスでの請求はできません。郵便で請求してください。

(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着次第、「投票用紙の送付先」に、速達簡易書留で、投票用紙等をお送りします。

(3)滞在先(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる時間は、滞在先(転出先)の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙は新宿区選挙管理委員会へ返送されます。到着日が投票日を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

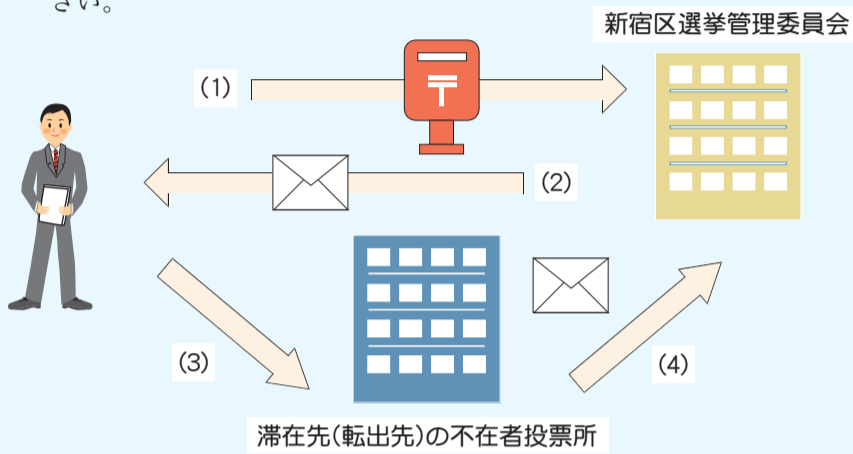
【投票用紙等請求書の記載例】

私は平成22年7月11日執行の参議院議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成22年〇月〇日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)



郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月7日(水)までに不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは、区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳等の種類	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

在外投票

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも投票ができます。

また、一時帰国している方や帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することによって、国内で「期日前投票」「旅行地・滞在地での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法で投票ができます。

詳しくは、区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。



選挙公報

7月2日(金)までに、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売の各日刊紙朝刊に折り込む予定です。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設のほか、一部のスーパー・駅等にも置きます。

なお、入手が困難な方は、区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投開票速報

開票は7月11日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行ないます。

また、投票日当日は、新宿区ホームページで投票・開票速報を提供します。

大切な1票、忘れず投票。



【問合せ】区選挙管理委員会事務局
(〒160-8484 歌舞伎町1-5-1 第1分庁舎3階)
☎(5273) 3740へ。